

小山工業高等専門学校数理・データサイエンス・AI 教育プログラム規程

制 定 令和4年3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)における数理・データサイエンス・AI 教育プログラム(以下「本教育プログラム」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修対象者)

第2条 本教育プログラムは、本校本科学学生(以下「学生」という。)を対象とし、科目等履修生及び特別聴講学生は除くものとする。

(学習・教育目標)

第3条 学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AIを適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成することを目的として、数理・データサイエンス・AIに関する基礎的な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目標とする。

(リテラシーレベルの履修科目等)

第4条 本教育プログラムのリテラシーレベルの対象科目は別表に定めるとおりとする。

(リテラシーレベルの修了要件)

第5条 校長は、前条に規定する対象科目をすべて修得した者について、本教育プログラムのリテラシーレベルの修了を認定する。

2 前項の修了の認定は、教務主事の報告に基づき校長が行う。

3 教務主事は、校長への報告に当たり、教務委員会の議を経て本教育プログラムのリテラシーレベルに関する対象科目の成績の評価を行うものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、本教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年3月29日から施行する。

2 令和2年度以降に第1年次から入学した者から適用する。

別表

数理・データサイエンス・AI 教育プログラムのリテラシーレベルに関する対象科目

学科	本教育プログラムのリテラシーレベルに関する対象科目
機械工学科	工学基礎
電気電子創造工学科	コラボワーク I
物質工学科	コミュニケーションリテラシー I
建築学科	コミュニケーションリテラシー II
	科学技術倫理